資料　2

計画の位置付けについて

1　介護保険制度の改正の経緯

第1期
（平成12年度～平成14年度）
◆坂出市の月額保険料
3,292円

第2期
（平成15年度～平成17年度）
◆坂出市の月額保険料
3,783円

第3期
（平成18年度～平成20年度）
◆坂出市の月額保険料
4,317円

第4期
（平成21年度～平成23年度）
◆坂出市の月額保険料
4,317円

第5期
（平成24年度～平成26年度）
◆坂出市の月額保険料
5,278円

第6期
（平成27年度～平成29年度）
◆坂出市の月額保険料
5,278円

第7期
（平成30年度～平成32年度）

平成 12 年 4 月　介護保険制度施行

○利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで利用
○介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作って、福祉・医療のサービスを総合的に利用
○民間企業、農協、生協など多様な事業者によるサービス提供
○所得にかかわらず、１割の利用者負担

平成 15 年度改正

○自立支援の観点に立ったケアマネジメントの確立
○自立支援を指向する在宅サービスの評価
○施設サービスの質の向上と適正化

平成 18 年度改正

○**介護予防の重視**（要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施）
○**施設給付の見直し**（食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付）（平成 17 年 10 月）
○地域密着型サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第１号保険料の設定　など

平成 21 年度改正

○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化　など

平成 24 年度改正

○**地域包括ケアの推進**。24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予
○介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払い金の返還に関する利用者保護
○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に　など

平成 27 年度改正

○地域包括ケアシステムの構築に向けた**地域支援事業の充実**（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）
○全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む**地域支援事業に移行し多様化**
○低所得の第１号被保険者の保険料の軽減割合を拡大
○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ（平成 27 年 8 月）など

平成 30 年度改正

○**地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者機能の強化**（自立支援・重度化防止等の取組内容と目標の記載、財政的インセンティブの付与等）
○新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
○地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの創設
○現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し（平成 30 年 8 月）など